

お知らせ
森林の土地の所有者届出
制度について

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式があります

ので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課(吾北総合支所内)
☎ 867-2322
産業経済課
☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課
☎ 869-2115

お知らせ

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の養成、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施策を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林(地域森林計画の対象森林)
保安林については、県への

伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間など

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

なお、平成29年4月1日から新たに伐採後の造林が終わった日、あるいは伐採が終わった日から30日以内に、森林の状況報告が必要になります。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課(吾北総合支所内)
☎ 867-2322
産業経済課
☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課
☎ 869-2115



お知らせ

就職に役立つ職業訓練をうけませんか

就職を目指してスキルアップをお考えの方のために、職業訓練コースを開講します。受講料は無料ですが、別途テキスト代などが必要です。

申し込みは、所管するハローワークへお願いします。

■問い合わせ

ポリテクセンター高知
☎ 833-1324

No	コース名	実施機関名	定員	募集期間	説明会日程	選考日	選考結果発表	訓練期間
1	ITビジネス基礎科	(株)高知ソフトウェアセンター	15人	3/31(金)~4/20(木)	随時	5/9(火)	5/11(木)	5/23(火)~8/22(火)
				4/21(金)~4/27(木) (追加募集)				
2	アロマ・カラーセラピスト科	アロマテラピーサロンファルダ	15人	5/11(木)~5/31(水)	5/26(金)	6/13(火)	6/16(金)	6/28(水)~9/27(水)
				6/1(木)~6/7(水) (追加募集)				
3	介護職員実務者研修科	(有)青い鳥	20人	5/12(金)~6/1(木)	5/11(火) 5/18(火) 5/25(火) 6/1(火)	6/14(水)	6/19(月)	6/29(木)~12/28(木)
				6/2(金)~6/8(木) (追加募集)				